

向日町競輪場開催業務 企画提案仕様書

1 施設概要

所在地 京都府向日市寺戸町西ノ段5
敷地面積 57,078.68平方メートル

施設名	延床面積	窓数・室数等	備考
競走路		周回400m	
投票所	10,758 m ²	93窓	6カ所(うち2カ所閉鎖中)
ガイダンスコーナー	125	1カ所	
選手管理センター	2,538	23室	
選手宿舎	2,566	32室	
向日町会館	491	1F 5室 2F 会議室3室	第2警備分室
庶務棟	330	7室	
出札所	309	15窓	
管理事務所	100	4室	
駐車場	25,502	1,342台	借地 1,534 m ² 含む
休憩所		2カ所	
スポーツ施設		陸上競技場(100m直線コース、200mトラックコース) 球技施設(テニスコート2面、卓球場、野球場(駐車場))	
児童公園		2カ所	

2 委託期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

3 府営開催日数等

年間46日(記念競輪4日、普通競輪F 18日、F 24日)

4 場外発売日数

今回の提案においては、年間295日(特別競輪、記念競輪、管内F 及び管外F)として算定すること。なお、実際の日数は、毎年、京都府が定める日数とする。

(内訳)

特別競輪 41日(経費率14.04% 33日、経費率14.40% 8日) サマーナイトを除く

記念競輪及びトラック支援競輪 143日(経費率15.12%)

全プロ選手記念競輪 2日(経費率14.04%)

近畿管内F 59日(経費率17.28%)

近畿管外F 50日(経費率16.20%)

開催日数等は事情により変更する場合があります、その際は契約内容及び金額について事前

に協議するものとする。また、特別競輪及びミッドナイト競輪の開催が決定した場合も別途協議するものとする。

向日市まつり期間中（11月中旬の5日間程度）及び年末年始（12月31日、1月1日）は場外発売を含め開催は行わない。

5 委託業務の内容

- (1) 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
- (2) 車券発売・払戻に関する業務
- (3) 場内の情報提供に関する業務
- (4) お客様サービス・イベント等の実施に関する業務
- (5) 広報・宣伝企画及び実施に関する業務
- (6) 警備（駐車場・周辺道路）及び清掃（場内・駐車場・周辺道路）に関する業務
- (7) 問い合わせ・トラブル・苦情等への対応に関する業務
- (8) 選手宿舍の管理・運営に関する業務
- (9) 競輪開催に係る施設・設備の管理に関する業務
- (10) 本場・場外開催に係る他場及び関係機関との連絡・調整等に関する業務
- (11) 非開催時の払戻業務
- (12) 府が行う開催業務及び日常業務等の支援に関する業務

現在行っている業務内容を説明した「業務内容説明書」は、説明会において配付する。
業務の実施にあたっては「業務内容説明書」に沿って行うものとする。

6 企画提案書作成の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

1社1提案とすること。

用紙の大きさはA4判縦、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じてA3サイズで折り込みも可とする。

文章を補完するための、写真、イラストなどの使用は可とする。

企画提案書は散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。

表示・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ番号を付けること。

作成にあたっては、印字でも手書きでも構わない。

企画提案書は、専門知識を有しない者でも容易なわかりやすい表現とすること。

企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

(2) 企画提案書の記載内容

現状と課題及び対応方針について（様式1号の、）

運営体制（様式第2号の、、）

(ア) 統括責任者等の配置

受託者は、本委託業務が競輪開催業務であることを十分理解し、競輪開催業務について専門の知識を有し、経験のある者を配置すること。

なお、統括責任者、統括副責任者については常勤とする。

1. 統括責任者（１名）

業務が的確に履行されるよう、指揮監督等業務全般の責任を負うこと。また、所在を明らかにし、業務履行に関して京都府と連絡が取れるようにすること。

2. 統括副責任者（２名）

統括責任者が不在のときは、これを代行するために配置すること。

（イ）車券発払等従事員（以下「従事員」という。）について

1. 知識や技能、経験を有する従事員の確保

これまで京都府では、車券の発売等の業務に関し知識や技能、経験を有する従事員を雇用し、競輪事業を安定的かつ円滑に運営してきたことに鑑み、受託者においても、知識や技能に精通し、経験を有する従事員を確保し、適正な規模で配置することにより、競輪事業を安定的かつ円滑に運営すること。

また、確保した従事員の役割分担や指揮命令系統を明確にした上で、開催グレード毎の従事員の配置計画を記載すること。

2. 従事員の処遇

受託者は、向日町競輪場開催業務に従事する従事員の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守すること。

また、知識や経験、技能を有する従事員の賃金水準を、その知識や技能、経験に見合った処遇とすること等により、競輪事業を安定的かつ円滑に運営すること。

3. 1及び2については、今回の委託契約期間中遵守すること。

周辺地域・地域経済への配慮（様式第3号の 、 ）

（ア）周辺住民の安全の確保及び良好な環境の維持を図るため、競輪場周辺に配置する警備員及び清掃等の周辺環境整備は現行の水準を維持すること。

（イ）警備、清掃等の業務の再委託に係る府内の中小事業者や既存の受託事業者の活用など、業務の受託に伴う地域経済に十分配慮すること。

集客・売上向上（様式第4号の 、 ）

効果のあるお客様サービス、イベント、広報などを具体的に記述し、それに伴う売上予想も記載すること。

平成29年4月からの府営競輪開催については、受託者の負担において、映像配信の高規格化（HD化）を行い、スピードチャンネル及びBRONSEへ配信すること。

業務効率化の取り組み（様式第5号）

創意工夫又は効率化により、人員を削減することは可能とするが、その際は、現行の業務内容と同水準以上の内容とすること。

最低収益保証額（様式第8号の ）

毎年度7,500万円以上の収益を京都府に対して保証するものとし、各年度の収支が7,500万円に満たない場合は、その不足額を補填することとする。

（各年度の収支とは、京都府収益事業特別会計（宝くじ事業による収入及び支出を除く）の前年度繰越金を除く歳入決算額から、施設整備費（1件当たり100万円以上）及び一般会計繰出金を除く歳出決算額を差し引いた金額をいう。）

本場開催経費（様式第8号の ）

各年度における本場開催の車券売上収入（委託場外、電話投票を含む）に100分の3.78を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

なお、委託期間中に府がミッドナイト競輪を実施した場合はその売上収入を除く。

場外発売経費（様式第8号の ）

（ア）場外発売委託経費上限額

特別競輪（GP、G、G）	9.31%
記念競輪及びトラック支援競輪（G）	12.57%
近畿管内F	17.05%
近畿管外F	16.20%

併売の場合は、委託料は追加なし。

（イ）場外発売の受託率については「場外発売売上額・入場者数実績（事前説明会で配布）」及び「受託場外開催経費一覧（事前説明会で配布）」を参考に受託率を提案すること。

なお、提案に当たっては、上記（ア）の請求上限率を超えることはできない。

また、売上見込額については、企画提案書に平成27年度の実績値が記載されているので、この数値を用いること

受託者負担となる経費は「受託場外開催経費一覧」に記載した開催経費のうち、委託対象外の経費を除いた額となること。

7 その他留意事項

業務の基本方針

受託者は、開催業務の実施にあたって、法令等を遵守し、委託期間中、最も効率的かつ効果的に運営するとともに、安定的かつ円滑な運営に必要な水準を確保するものとする。

立ち入り検査

京都府は、競輪事業を安定的かつ円滑に運営するための水準の確保その他の開催業務の適正な履行の確保のため、必要に応じ、受託者に報告を求め、又は検査を行い、適正な履行が確保されていないと認められるときは、受託者に対し是正すべきことを催告する。

開催資金、非開催日払戻資金、選手賞金等については、京都府が準備する。ただし、受託者で準備することも可能とする。

不可抗力による契約の解除

（ア）地震、台風、洪水、暴風、落雷、落盤、火災、騒乱、暴動、その他京都府及び受託者の責に帰することができない事由により、競走路、車券発売所、スタンド等の施設が著しく損傷し、本業務の継続実施が困難となった場合、府は契約を解除できるものとする。

（イ）解除により受託者に損害若しくは損失又は増加費用が発生した場合は、受託者はその内容や程度の詳細について、書面をもって府に報告するものとする。

（ウ）府は、前項の報告を受けた場合、損害状況等の確認を行った上で協議を行い、費用負担等を変更することができる。

不可抗力による一部の業務実施の免除

（ア）による事由により、本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、受託者は不可抗力により影響を受ける限度において契約に定める業務を免れるものとする。

不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は、府は受託者と協議の上、当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができる。

収益保証の減額

及び により、業務が実施できなかった場合は、収益保証額について、京都府と受託者が協議の上、変更することができる。

修繕について

- (ア)開催運営に関する施設、機器及び備品の修繕については、年間1千2百万円を上限とし、1件100万円未満の修繕を受託者の負担とする。修繕にあたっては緊急のものを除き、事前に京都府と協議を行うものとし、後日完了報告書を提出すること。
- (イ)大規模な修繕(100万円以上)を行う場合は、京都府と協議の上、京都府が必要と認めるものについては京都府負担で実施するものとする。

ただし、地震、台風、洪水、暴風、落雷、落盤、火災、騒乱、暴動、その他受託者及び京都府の責に帰することができない理由により、競走路、車券発売所、スタンド等の施設が著しく損傷し、業務の継続実施が困難となった場合を除く。

施設内の売店、日本競輪選手会京都支部事務所等の使用許可等は京都府が行う。また、市民が利用する向日町会館、スポーツ施設、競走路及び駐車場の使用許可についても京都府が行う。

施設設備等の使用について

受託者は、京都府が所有する施設、設備、器具等を使用することができる。使用にあたっては、あらかじめ使用説明を受け、注意義務を払って使用すること。目的外での使用は一切禁止する。

なお、現有の次世代トータリゼータシステム、音声映像関係についても使用することができる。ただし、新規導入及び入れ替えが必要な場合は受託者にて対応することとする。

トータリゼータシステムについては「情報システム概念図(事前説明会で配布)」を参照のこと。

準備期間

受託者は契約締結日から平成29年3月31日までの間に、準備事務として次の業務を行う。

- (ア)必要な人員の確保及び研修の実施
- (イ)開催業務に係る甲からの引き継ぎ
- (ウ)その他、京都府及び受託者が協議の上、決定した事項

これらに伴う経費は受託者の負担とする。

応募者の失格

応募者から提案された内容が、競輪事業を安定的かつ円滑に運営するために必要な水準を確保することが困難と認められる場合は、全ての応募者を失格にすることもあり得る。